

訴訟による一部請求と 残部についての時効中断

——最判H25・6・6から

弁護士 永井 弘二

1 はじめに

訴訟提起するにあたり、請求が全部認められるとは限らないことから、全額ではなく一部分だけを請求することがある（印紙もその方が安い。）。この場合、請求しなかった残部について、消滅時効の中断の効力が生じているのかが問題となる。

債権は一般には10年、商事債権では5年で時効消滅する。この時効を止める措置が時効中断事由であり、民法上、「請求」「差押等」「承認」の3類型があり（民法147条）、訴訟提起は「請求」にあたる（法149条、他に破産手続等で債権届出をすることなど、法150～152条）。訴訟等の手続によらずに、相手方に支払いを求める行為は「催告」であり、一応の時効中断事由ではあるが、「催告」から6ヶ月以内に訴訟等の別の本来的な中断事由を生じないと時効が完成するという暫定的な中断事由である（法153条、通常は、催告の事実を残すため内容証明郵便を使用する。）。なお、一度「催告」をした後、6ヶ月経過前にもう一度「催告」をしたとしても、2度目の催告によってさらに6ヶ月の期間が伸張されるわけではないとされている（大判T8・6・30）。

これらは民法に明示されている中断事由であるが、判例は「裁判上の催告」という概念を形成している。「裁判上の催告」は、訴訟手続等において権利の存在を主張しているとみられる場合には「催告」として継続しており、その手続終了後6ヶ月以内に本来的な中断事由を生じさせれば確定的に時効中断するとされる。通常の「催告」では、催告時点から6ヶ月の期間が進行するのに対し、「裁判上の催告」では、当該手続終了時から6ヶ月の期間が進行する点が異なる。しかし、民法に明示されたものではないため、どのような場合に「裁判上の催告」となるのかは、必ずしも明確とは言い難い面もある。

2 判例の状況

(1) 一部請求の残部についての訴訟提起による時効中断効

最高裁は、まず、訴訟で一部請求した場合につ

いて、訴訟による時効中断の範囲は、その訴訟の「訴訟物（訴え、審理の対象）」となった範囲であるとし、「一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示した訴えが提起された場合、…訴訟物となるのは右債権の一部であって…消滅時効中断の効力は、その一部の範囲においてのみ生じ」として、一部請求であることを明示した訴訟提起は、その範囲のみで時効中断効が生じるとした（最判S34・2・20）。

これに関連して、逆に一部請求であることを明示していたわけではないとして、交通事故の事案であるが、損害全体について時効中断効を認めた判例もある（最判S45・7・24）。

これらの判例でいう時効中断の効力は、本来的な中断事由である訴訟提起による時効中断の範囲を示したもので、「裁判上の催告」については触れていない。

(2) 「裁判上の催告」概念の形成

次いで、最高裁は、株券返還請求に対する抗弁として、留置権（民法295条、その物に関連した債権（被担保債権）を有する場合には、その債権の弁済を受けるまでその物をとどめ置くことができる権利）を主張した場合、留置権主張の抗弁には被担保債権の主張が含まれ、訴訟の相手方がその債務者である場合には、留置権の主張は被担保債権の主張を含むことから、訴訟手続中は、その主張を継続していたとして「催告」にあたり、当該訴訟の終了後6ヶ月以内に本来的な時効中断事由を生じさせれば時効は中断するとし、「裁判上の催告」の概念を認める判断をした（最判S38・10・30）。ここでは「裁判上の催告」との言葉は使用されていないが、おそらくこの概念を認めたりーディングケースであると思われる。

同様に、債権者が債務者に対して破産宣告を申し立てたが、結局、これを取り下げた場合でも、申立手続の中で自らの債権を主張していたとして「催告」にあたるとした判例もある（最判S45・9・10）。

時効中断事由は、権利主張によりその存在を明確にすることで、時効の進行を止めるという点に大きな趣旨があることから、そのような強い明確な権利主張と言えるためには、本来的な時効中断事由を取る必要がある。しかし、これらのように、訴訟手続や破産申立手続で権利を主張した場合に

も、これを明確化している点では変わりがないため、本来的な中断事由とまでは言えなくても、「催告」と同様の効力を生じさせるのが公平であるとの判断による判例法の形成であると言える。

(3) 一部請求の残部についての「裁判上の催告」

このように見てくると、一部請求の残部についても、訴訟手続でその存在を前提にしていると言えることから、本来的な訴訟提起としての中断の効力は認められないとしても、「裁判上の催告」の効力を認めても差し支えないと考えられる。

そこで、最高裁は、一部請求であることを明示した場合の残部については、「裁判上の催告」としての効力を認める判断をした（最判S53・4・13）。但し、同判例では詳細な理由等は付されていない。

(4) その他「裁判上の催告」についての判例

その他、「裁判上の催告」となることを認めた最高裁判例としては、以下のようなものがある。

① 最判S43・12・24

農地についての所有権移転登記請求は、知事に対する許可申請手続を求める「催告」が含まれているとした。

② 最判H10・12・17

当初、株券引渡請求をしていたが、株券が売却されていたことが判明した後に、株券の着服を理由とする不法行為による損害賠償請求をし、次いで、株券額に相当する不当利得返還請求をしたという事案で、これらの3つの請求は、基礎的な事実関係が同一であるため、株券引渡請求において、不法行為、不当利得による請求が「催告」されているとした。

他方、「裁判上の催告」を認めなかったものとして、以下のものがある。

③ 最判H11・9・9

不動産競売を取り下げた場合には時効中断事由としての「差押」の効力もなくなり、その不動産競売の申立自体も「裁判上の催告」とはならないとした。なお、この点は「裁判上の催告」となるとする学説もあったところである。

④ 最判H11・11・25

請負人が、当初は、建築建物について代金が支払われていないにもかかわらず、注文主が所有権登記をしてしまったことに対し、所有権移

転登記を求めたが、その登記請求訴訟では、請負代金の請求について「裁判上の催告」とはならないとした。

①と③については大きな異論はないと思われるが、②と④の違いを説明するのは必ずしも容易ではないように思われる。敢えて言えば、②の株券引渡請求と不法行為、不当利得による請求は、後者が前者の代替手段であるという点であり、④でも請負人にとっての建物所有権登記は請負代金の担保的手段ではあるが、代替手段とまでは言い難いということであろうか。

このように、「裁判上の催告」が認められる場合としては、上記2の留置権主張や破産申立による債権主張のように、当該権利それ自体を主張していた場合や、一部請求の残部についてなどは比較的分かりやすいが、上記①～④のような事案になると、その限界等は、必ずしも判断が容易ではないと思われる。

3 今回の事案—最判H25・6・6

催告→本来の時効完成時期→前訴訟提起→催告後6ヶ月→前訴訟判決→後訴訟提起→前訴訟判決後6ヶ月

今回の事案は、若干ややこしくなっているが、時系列で整理すると上記のとおりである。

当初、時効完成前に内容証明郵便で催告し、本来の時効完成時期後であり催告から6ヶ月以内である時期に前訴訟を提起した。前訴訟は一部請求であった。この前訴訟で一部請求以上の権利が認められたため、前訴訟判決から6ヶ月以内に権利が認められた残部について後訴訟を提起したという事案である。

一部請求である前訴訟の残部についての時効中断効がどうなっているのかが問題となっている。

本来は、上記のとおり、「裁判上の催告」の効力が認められ、前訴訟終了後6ヶ月以内であれば消滅時効は完成していないという結論になりそうである。

しかし、ここで注意しなければならないのは、前訴訟自体が、催告後の訴訟提起であり、しかも、本来の時効完成時期後の訴訟提起であるという点である。「裁判上の催告」が、あくまで「催告」としての効力しかないとすれば、前訴訟で請求しなかった残部については、2度催告をしたことになる。上記のとおり、この2度目の催告の効力は認められないというのが一般的な理解であることからすれば、

2度目となる「裁判上の催告」の効力も生じないと
言わざるを得ない（前訴訟が本来の時効期間完成前
に提起されていれば、このような問題は生じず、後
訴訟が認められた。）。

今回の最判は、このような事実関係を整理した上
で、同様に、2度目の「裁判上の催告」の効力は認
められないとして、後請求は時効消滅しているとし
た。

なお、この最判では、以上検討してきたように、
「一部請求であることを明示した場合の訴訟提起
による時効中断効の範囲（一部請求部分に限られ
る）」

「残部についての裁判上の催告としての効力（残
部を請求しない意思を明らかにしているなどの事情
がない限り、これが認められ、訴訟終了後6ヶ月以
内に再訴すれば確定的に時効中断の効力が生じる）」

「催告を繰り返しても当初の催告の6ヶ月の期間
が伸張することはない」

といった点を明確に判示しており、これまでの判例
によって認められていた点ではあるが、そうした点
を明示的に確認したところに意義がある判例である
と考えられる。